

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の理事・監事並びに評議員の報酬を決定する基準を定めることを目的とする。

(報酬の決定)

- 第2条 ① 理事・監事並びに評議員の報酬は、評議員会の決議による総枠の範囲で、当法人の業績、職員給与との釣り合いおよび他法人等の水準その他を勘案して、評議員会において決定する
- ② 非常勤理事・監事および評議員には、原則として、報酬を支給しない。ただし、評議員会が、特段の決定を行った場合は、この限りではない。

(報酬の表示)

第3条 理事の報酬表示は、次のとおりとする。

1. 常勤理事 : 「役員報酬」
2. 職員兼務理事 : 「指定職員給与」

(報酬の計算方法)

第4条 ① 職員兼務理事の年額報酬は、給与規程の指定職員給与表による。

(報酬の支給方法)

- 第5条 ① 常勤理事の報酬は、報酬の額（年額）を12等分のうえ、原則として、毎月、職員給与の支給日に支給する。
- ② 前項の支給にあたっては、税金、社会保険料その他の所定の金額（本人からの依頼による控除を含む）を控除する。
- ③ 第1項の支給方法は、原則として、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによる。

(長期不就業時の取扱い)

第6条 理事または監事が、傷病その他やむを得ない事由によって、長期にわたって職務を就くことができない場合については、その任期の期間中、原則として、所定の報酬額（職員兼務理事の兼務職員給与を含む）を支給するものとする。ただし、評議員会において、特段の決定をした場合は、この限りではない。

(臨時の措置)

第7条 大規模な災害・事故による被災、業績の急速な低下、財務状況の悪化その他、とくに重大な事由がある場合は、任期の途中においても、理事については評議員会の決定によって、その報酬額の減額（カット）を行うことがある。

(非常勤理事及び非常勤評議員の日当)

第8条 報酬を支給されない非常勤理事及び非常勤評議員が、理事会その他の会議等に出席する場合は、日当日額二万円を支給する。交通費に関しては自己負担とし、多額の交通費を要したものに関しては、別途支給する。

2. 監事が当法人の定期監査、随時監査及び決算監査の実施と当該監査に伴う業務を行う場合は、日当日額五万円を支給する。

(職員給与規程の一部適用)

第9条 常勤理事の「職員の職務にかかる給与」については、職員給与規程の該当部分を準用する。なお、この場合、職員における最高額の給与適用者とみなして取り扱う。

(改定)

第10条 この規程は、評議員会の決議によって改定することができる。

付則

2003年04月01日施行

2010年10月01日改定

2010年12月01日改定

2017年04月01日改定

2019年07月01日改定

